

許可番号 第07720061942号

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡市東区箱崎5丁目1番37号

氏名 株式会社紙資源

〔法人にあつては名称  
及び代表者の氏名〕

代表取締役 大津 正和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

福岡市長 高島 宗一郎



許可の年月日 令和 5年 2月 3日

許可の有効年月日 令和 10年 2月 2日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

事業の区分 中間処理業  
処理方式 圧縮・梱包、破砕・溶融固化、選別、破砕、破砕・圧縮・梱包  
産業廃棄物の種類

圧縮・梱包	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（廃空缶に限る。）、以下余白
破砕・溶融固化	廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）、以下余白
選別	廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等（以上3品目については自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、以下余白
破砕	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、以下余白
破砕・圧縮・梱包	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、以下余白

2. 事業の用に供する施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

中間処理及びその処理に付随する行為は、設置場所にある建物内にて行うこと

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5年 2月 3日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

あり

備考

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、産業廃棄物の種類に「含む」の記載がない場合はそれぞれを含まない。

## 2. 事業の用に供する施設

施設の種別	圧縮・梱包施設
設置場所	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目5番7及び14 (福岡市東区箱崎ふ頭四丁目1番37号)
設置年月日	平成21年 5月 8日
処理能力	廃プラスチック類 167.2 t/日 (8時間)
	紙くず 157.6 t/日 (8時間)
	繊維くず 76.0 t/日 (8時間)
	ゴムくず 136.8 t/日 (8時間)
	金属くず (廃空缶に限る。) 69.6 t/日 (8時間)
施設の種別	破砕・熔融固化施設
設置場所	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目5番7及び14 (福岡市東区箱崎ふ頭四丁目1番37号)
設置年月日	平成29年12月27日
処理能力	廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。) 0.4 t/日 (8時間)
施設の種別	選別施設
設置場所	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目5番7及び14 (福岡市東区箱崎ふ頭四丁目1番37号)
設置年月日	平成22年 8月 2日
処理能力	廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等 (以上3品目については自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 27.0 t/日 (8時間)
施設の種別	破砕施設
設置場所	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目5番7及び14 (福岡市東区箱崎ふ頭四丁目1番37号)
設置年月日	平成30年 8月21日
処理能力	廃プラスチック類 20.1 t/日 (8時間)
	紙くず 28.0 t/日 (8時間)
	木くず 28.0 t/日 (8時間)
	繊維くず 17.6 t/日 (8時間)
	ゴムくず 27.2 t/日 (8時間)
許可年月日	平成30年 8月21日
許可番号	第231号
施設の種別	破砕・圧縮・梱包施設 (破砕機については、上記破砕施設と兼用)
設置場所	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目5番7及び14 (福岡市東区箱崎ふ頭四丁目1番37号)
設置年月日	平成31年 1月18日
処理能力	廃プラスチック類 20.1 t/日 (8時間)
	紙くず 25.0 t/日 (8時間)
	木くず 25.0 t/日 (8時間)
	繊維くず 17.6 t/日 (8時間)
	ゴムくず 25.0 t/日 (8時間)

以下余白